

平成25年度第1回都市計画審議会議事録

日時：平成25年11月22日（金）午前10時～11時

場所：門真市役所別館3階第3会議室

出席者：

（門真市都市計画審議会委員）15名中15名出席

吉川会長、田中会長代理、大谷委員、大東委員、佐久間委員、中野委員
今田委員、岡本委員、佐藤委員、日高委員、福田委員、岸委員、児玉委員、
上田委員、大田委員

（事務局）8名

都市建設部 中野部長、大兼次長

まちづくり課 長課長、久保参事、平山課長補佐、金森主任、橋主任、石水主査

議題案件：

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（議案第1号）

東部大阪都市計画道路の変更について（議案第2号）

事務局	<p>【開会】</p> <ul style="list-style-type: none">・資料確認・門真市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づく本会議成立の報告 <p>議案書の説明をさせていただきます。お手持ちの議案書をご覧ください。</p> <p>詳細につきましては、後にパワーポイントを用いご説明いたしますが、まず議案書でございます。</p> <p>お手元議案書の表紙をおめくり下さい。</p> <p>こちらが本日の案件一覧となっております。</p> <p>今よりご説明いたします案件は、</p> <p>「議案1 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、付議案件でございます。</p> <p>1枚めくっていただき、</p> <p>まず、1ページ目、門真市長から本審議会長への付議書でございます。</p> <p>続きまして、2ページ目、本案件に係ります計画書でございます。</p> <p>こちらが変更案の一覧でございます。</p>
-----	---

続きまして3ページ目、理由書でございます。

読み上げさせていただきます。

【理由書】

「蕪島-3の生産緑地地区において、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者の故障に伴う買い取りの申出がありましたが、庁内関係各課に買い取りの希望がなく、他の農業従事者への斡旋も不調に終わりましたので本地区を廃止し、東部大阪都市計画生産緑地地区の区域変更をするものです。

また、都市計画決定権者の判断により、既存生産緑地地区蕪島-1及び南野口の区域変更並びに、新規一団として蕪島-8の指定を行うに当たり、東部大阪都市計画生産緑地地区の区域変更をするものです。」

続きまして4ページ目、新旧対照表でございます。

黄色が現在、赤色が変更案を表しております。

本案件に係る地区毎に面積の増減、変更理由等を分かり易くまとめてございます。

続きまして5ページ目、本案件の位置図となっております。

各地区に緑色の円をつけてございますが、門真市中央部より北に位置します南野口、その他3件は門真ジャンクション辺りに位置します、蕪島-1、蕪島-3、蕪島-8となっております。

6ページ～9ページ目については各地区の拡大図となっております。順に、南野口、蕪島-1、蕪島-8、蕪島-3となっております。

続きまして10ページ目については、都市計画手続きにおける大阪府からの回答文でございます。

以上が議案書の説明でございますが、本案件の詳細につきましてはパワーポイントを用いご説明いたします。

説明資料といたしましては、お手元の資料5でございます。

まず、生産緑地地区制度の概要を説明いたします。

都市計画の区域であります生産緑地地区は、市街化区域内にある農地が持っている緑地機能に着目して、「公害又は災害の防止」「農業と調和した都市環境の保全」などに役立つ農地を計画的に保全することにより、良好な都市環境の形成を図る制度でございます。

都市計画に位置付ける生産緑地地区の指定要件が生産緑地法第3条に次のように規定されています。

公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適したものであること。

一団で500㎡以上の規模の区域であること。

用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものとなっています。

生産緑地地区に指定されますと、法の規定により農地等として適正に管理する義務のほか、建築物などの新築、改築または増築や、宅地造成などの土地の形質の変更などについて、行為の制限がかかります。

また、税制措置につきましては、固定資産税は農地課税になり、かつ相続税の納税猶予を受けることができます。

一方、生産緑地地区の解除の要件につきましては、法第10条では次のように規定されています。

生産緑地法の規定による告示の日から起算して30年を経過したとき、農業の主たる従事者が死亡した時、若しくは、農業の主たる従事者が従事することを不可能にさせる故障をした時となっております。

次に、生産緑地地区の追加指定に係るこれまでの経緯でございます。

本生産緑地制度は平成4年からとなっており、大部分は同年に指定を行っております。

しかし、それ以降の指定に関しては、当時の大阪府の方針に従い、「平成4年に指定の申し込みがあり、何らかの原因で手続きが遅れていた土地のみ」としており、本市においても5年を最後に新たな指定を行っておらない状況でございました。

しかし23年度に、大阪府より積極的に生産緑地地区の追加指定を行うことが望ましいとの方針に変更する旨の通知がございました。

この通知は、大阪府の諸計画において、都市部の緑化推進の取り組みが掲げられており、生産緑地地区についても、計画的に確保すべき対象とし、各市町村へ積極的に追加指定に取り組むよう奨励する内容となっております。

その通知を受け、本市においても追加指定に関する方針を定める為に、昨年度2回に渡る都市計画審議会においてご審議、ご承認いただきましたので、本年度当初より順次、追加指定の募集を行いました。

以上が生産緑地地区の追加指定に係る経緯となっております。

次に本年度の追加指定に係る流れについてでございます。

まず、5月1日から約2ヵ月間に渡り期間を設け、指定を希望す

る土地所有者に事前審査の申込みを行っていただきました。

その後、農業委員会の協力を得て、現地調査を行い、庁内意見調整等を踏まえ、審査結果を申込者全員へ通知しております。その内、適合した案件につきましては、関係権利者全員の同意を得た上で指定に係る申請をしていただいております。

その後都市計画手続きを行い、本日の都市計画審議会でご審議、ご承認いただきました後、最終的に決定の告示を行う予定となっております。

また、追加指定に係るPRについてでございますが、本市4月号の広報へ掲載するとともに、4月17日には産業振興課を通じ、農協の農業支部長から市内農業者全戸へ追加指定に係るPRビラを配布しております。また、本市HPにも追加指定について掲載し、広く周知することに努めました。

次に、本案件についてであります。

昨年度までの指定状況につきましては、当初は84地区20.15haございましたが、昨年度には73地区17.49haございました。

今回ご審議いただきます都市計画変更案は、図にお示ししております4地区でございますが、本案件をご承認いただきますと地区数に変わりは無く73地区でございますが、指定面積が17.68haと0.19ha増加となります。

次に各地区の概要です。図面の緑色に塗られている箇所が既存の生産緑地地区となっております。

まず、追加指定地区についてご説明いたします。図面赤丸の箇所でございます。

追加指定の募集を行った結果、6件の申し込みがございました。その内、事前審査に適合した案件は4件でございますが、1件は指定について辞退された為、図にお示ししております南野口、蕨島-1、蕨島-8の計3地区が本案件の対象地区となっております。

次に、廃止地区についてでございます。図面の青丸の箇所でございます。

平成25年2月14日に蕨島-3地区の土地所有者から、法第10条に規定されております買取り申出の申請がございました。

その後3ヶ月に渡り、法に規定されます手続きを踏まえ、「行為の制限」が解除されたものでございます。

また、本案件に関する都市計画手続きにつきましては、まず、大阪府との協議の結果、平成25年10月11日に異議無しとの回答を

得ましたので同年 11 月 1 日より都市計画案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

次に各追加指定地区の詳細図、現場の写真でございます。

写真は事前審査の際に行いました現場調査時点（7 月 5 日）のものでございます。

黄色の矢印は写真の方向を示しております。

まず、南野口地区についてでございますが、既存の地区の隣接地であり、当該地区の区域を拡大するものとなっております。本案件が承認されますと、南野口地区は 0.42ha から 0.45ha に増加いたします。

次に葎島-1 地区でございます。

こちら先ほどの南野口と同じく既存地区の区域拡大につながる地区となっております。

本案件が承認されますと、葎島-1 地区は 0.30ha から 0.44ha に増加いたします。

最後に葎島-8 についてでございます。

葎島-8 については単独で指定を行う新規地区となっておりますので、生産緑地地区が 1 地区増えると共に、0.12ha 増加いたします。

追加指定地区は以上となっております。

次に、廃止案件の葎島-3 地区についてご説明いたします。

本地区を解除する為に、葎島-3 の土地所有者から 25 年 2 月 14 日付けで、門真市長宛てに法第 10 条に基づく買取り申出がございました。

これは、まず地方公共団体等が当該地の買取りについて判断をする為の申出であり、この申出を受けまして、大阪府及び本市庁内関係部局に対し、当該地区の買取り希望の有無を照会したところ、全てから希望がない旨の回答でありました。

その後、法第 13 条に基づき、本市農業委員会を通じまして、他の農業従事者へ取得の斡旋を行いましたが、結果、申出者がございませんでした。

なお、斡旋に係る情報は広く周知を行う為、本市HPへ掲載いたしました。

以上の手続きを経まして、同年 5 月 19 日付けで、申出者に対し、法第 14 条の規定に基づく「行為の制限の解除」を通知しております。

説明は以上でございます。

会 長	<p>説明いただきありがとうございました。ではこの案件についてこれより審議に入りたいと思います。</p> <p>先ほども申しましたとおり挙手の上、お名前を言っていただき、ご質問ご意見等いただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>確認ですが、今回6件申請があつて4件が適合していたということで、2件適合しなかったということだと思ひますが、その内容についてご説明いただきたいと思ひます。</p>
事 務 局	<p>まず、1件目は指定希望地にご自身の自宅用の生活用ソーラーパネルがありまして、それがまず適合しないということと、その指定希望地に建っている農業用倉庫があつたんですが、それが隣接する自宅と一体になっており、私どもが管理する時に区域が地形地物で明確であることという要件を設けてございますので、それに適合しなかったということです。</p> <p>もう1件が、その指定希望地内に同じく小屋が建っており、一部居住するスペースがございまして、過去にそこに住んでおられたということもあり、それは生産緑地の生産に関するものではないということで、今回追加指定はお断りしております。</p>
会 長	<p>今のことについては、申請者のご了解をいただいているのですか。</p>
事 務 局	<p>先ほどご説明させていただいたのですが、全申請者に対しては、適合している、適合していないということを文書で通知をしまして、あと直接現地で立ち会いさせていただいてその旨お伝えしており、了承は得ています。</p>
会 長	<p>他に意見がないようですので、審議に関してはこれで終了いたします。</p> <p>それでは、本審議案件についてお諮りいたします。</p> <p>議案第1号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」は、原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんでしょうか。</p>
一 同	<p>「異議なし」</p>

会 長	<p>異議なしと認め、本議案第 1 号については、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>引き続きまして、議案第 2 号に移ります。 議案 2 号「東部大阪都市計画道路の変更について」、審議いたしますので、まずは事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、お手持ちの議案書をご覧ください。 表紙をめくっていただき、1 枚目が案件一覧表となっております。議案番号 2、東部大阪都市計画道路の変更について（諮問）、決定権者 大阪府となっております。</p> <p>それでは 1 1 ページをご覧ください。 「東部大阪都市計画道路（大阪府決定）の変更について」門真市長から本審議会長あての諮問書でございます。</p> <p>つづきまして 1 9 ページをご覧ください。 大阪府知事から門真市長あての意見照会でございます。 大阪府決定路線の東部大阪都市計画道路（大東市域）の変更についてでございますが、1 路線だけ本市に跨る路線の変更がある為、意見照会を求められたものです。</p> <p>続きまして 1 7 ページをご覧ください。 本市に跨る 1 路線の御領深野線の位置図でございます。 この御領深野線の変更につきましてが、本日も審議いただく案件となっております。</p> <p>門真市の南東部に一部かかっており、黄色のラインが廃止区間で、黒のラインが変更後区間となっております。</p> <p>次に 1 8 ページをご覧ください。 計画図でございます。 御領深野線、総延長約 2,450mのうち、約 1,490mを廃止し、約 960mに変更するものです。</p> <p>続きまして 1 2 ページをご覧ください。 計画書でございます。 大東市域の都市計画道路が表記されておりますが、本日の審議案件は、表の下から 2 行目に表記しております 3・5・218-18 御領深野線の 1 路線のみでございます。</p> <p>次に 1 3 ページをご覧ください。 理由書でございます。 御領深野線については、上から 6 行目に記載しております。理由</p>

といたしまして、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、3・5・218-18号 御領深野線の一部区間を廃止するものでございます。

続きまして、14ページから16ページが新旧対照表でございます。

御領深野線については15ページをご覧ください。

御領深野線は表の2行目をご覧ください。黄色の文字が変更前で、赤色の文字が変更後となっております。変更内容といたしましては、延長が約2,450mから約960mへ変更となります。延長の変更に伴い、位置や構造も変更するものとなっております。

議案書の説明は以上でございます。

引続きまして、詳細につきましてはパワーポイントを使用して、説明させていただきます。

お手元資料につきましては、資料6をご覧ください。

それでは、議案第2号「東部大阪都市計画道路の変更」について、説明させていただきます。

はじめに、現在、進めております都市計画道路の見直しについて、大阪府が平成23年3月に策定いたしました「都市計画道路見直しの基本方針」の概要について説明させていただき、2. 東部大阪都市計画道路の変更について、3. スケジュールと進めさせていただきます。

はじめに都市計画道路見直しの基本方針の概要についてでございます。

この基本方針は、今後、予測される人口減少などの社会経済情勢の変化に対応するため、都市計画決定後、事業着手されていない都市計画道路について、計画の必要性、事業の実現性を再点検し、計画の「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定するための基本的な考え方を示したものであります。

近年の「社会経済情勢の変化」に伴う、都市計画道路の見直しの背景についてご説明いたします。

一つめが、「人口増加、拡大型社会」から「人口減少、成熟型社会」へということで、今後、本格的な人口減少社会が到来すると予測されております。

平成47年には、大阪府の人口は平成22年と比較して、13%減の約117万人も減少すると予測されております。

特に15歳以上から64歳までの、いわゆる「生産年齢人口」は、64%から56%に減少し、逆に65歳以上の老年人口は、23%から35%

へ増加すると予測されております。

そのため、将来の交通需要は減少し、道路の量的な拡充の必要性は低下すると考えられます。

二つめは、人口減少に伴う交通量の減少でございます。

グラフは、青色の線が、平成2年の交通量調査に基づく予測値で、赤色は平成11年調査、緑色は平成17年の調査によるものです。

実際の交通量そのものは、平成11年をピークに、平成17年は減少傾向に転じております。そして、平成17年調査に基づく予測では、初めて将来交通量が減少していくものと考えられています。

三つめが、公共投資の制約でございます。

厳しい財政状況が続く中、府や市の公共投資額は、年々圧縮・抑制されてきており、大阪府の道路予算ではピーク時に比べて65%減で、今後も財政的な制約がさらに続くものと考えられます。

また、橋梁などのこれまでに整備してきた都市基盤施設が、一斉に更新時期を迎え、維持管理費の増大が考えられます。

今後、選択と集中によるインフラ整備と、維持管理のマネジメントが必要になると考えられております。

次に、大阪府内の都市計画道路の現状でございますが、

高度経済成長期の急激な都市の拡大に対応するため、昭和30年代から40年代にかけて、数多くの都市計画道路が決定されており、その多くは未着手であります。

具体的には、現在、府域の都市計画道路は、全体で2,040kmあり、そのうち、714kmが未整備となっております。

未整備延長のうち、約95%が都市計画決定してから30年以上経過しているといった状況で、高度経済成長期に、都市計画決定

した数多くの路線は、今日とは時代背景が大きく異なり、既にその意義を失っているものもあります。

また、幅員等において、現在の道路規格に適合しないものもあります。

そのため、成熟型社会の到来と、社会経済情勢の変化を考慮して、都市計画道路を、今後も必要なものと必要でないものに仕分けし、行政の説明責任を明確にするとともに、不要な権利制限を解除しようとするものであります。

見直しの評価内容につきましては、長期未着手となっている都市計画道路の必要性に加えて、実現性も加味することと考えております。

必要性の面では、交通処理や交通安全、市街地形成などの諸機能について評価いたします。

次に、実現性として、公共投資額から、概ね 30 年以内に着手できるかどうかや、支障物件や道路構造の問題などから評価致しまして、総合的に、存続または廃止の判断を行うこととしております。

以上につきまして、都市計画道路の見直しフローチャートに従い、評価することとしております。

ここまでが、都市計画道路の見直しの基本方針についての説明でございます。

続きまして、本日の審議案件でございます、都市計画道路の変更内容についてご説明させていただきます。

大阪府決定路線 都市計画道路 御領深野線についてでございます。

御領深野線は、大部分が大東市域での都市計画決定路線となっておりますが、門真市の南東部に一部またがる路線であります。

御領深野線の全体図でございます。御領深野線は昭和 39 年 9 月 3 日に計画決定された路線で、本市と大東市の市域界の御領四丁目から本市の江端町を通過し、大東市深野四丁目にあります国道 170 号までの区間、延長約 2,450 m、幅員 12 m で計画決定された路線で、府道深野南寺方大阪線と重複しております。

計画路線の一部区間が、本市の江端町・東江端町にかかっております。

御領深野線の評価でございます。

こちらのフローに沿って評価しております。

まず御領深野線が着手済みかどうかですが、未着手ですので NO へ進みます。

次に交通処理機能について、重複する現道の府道深野南寺方大阪線が 2 車線確保されているため、交通処理機能の必要性は低いと評価しておりますので、NO へ進みます。

市街化区域に位置しておりますので YES へ進み、

交通安全機能・防災機能・市街地形成機能・環境形成機能のうち、交通安全機能につきましては、重複する現道の府道深野南寺方大阪線に、歩道空間が確保されていない箇所があるため、歩道空間確保の観点から必要性を有していると判断し、YES へ、

実現性につきましては、重複する現道の沿道には、店舗や住宅が立地しており、事業の実現性は低いと評価しており NO に進み、

再検討の結果、交通安全機能・防災機能も著しく高くないと評価

しており、廃止候補路線となっております。

以上の評価により、御領深野線は、全線廃止の評価をしておりますが、府道八尾枚方線の西側区間について、大東市自治会より現道の安全対策の要望があったため、今回の廃止手続きとしては保留としております。

府道八尾枚方線の東側につきましては、一定の歩道空間も確保されていることから、評価どおり廃止としております。

重複する現道の府道八尾枚方線より西側の写真でございます。府道八尾枚方線の西側は、大東市自治会より交通安全対策の要望があった為、今回の廃止手続きを保留としております。

府道八尾枚方線の東側につきましては、評価どおり廃止としております。

こちらの写真にありますように、幅員は狭いですが、両側とも歩道が設置されております。

以上の理由により、御領深野線は、府道八尾枚方線から国道170号までの延長 約1,490mを廃止し、変更後は延長 約960mとするものです。

門真市域につきましては、府道八尾枚方線の東側、延長約90mを廃止するものでございます。

最後に都市計画変更のスケジュールでございます。

平成25年2月22日と24日に大東市で地元説明会を開催しております。

本市の地権者にも案内文を送付しております。

22日には111名、24日には141名の出席者がありました。

その後、公述申出がありましたので、同年4月5日に公聴会を開催しております。御領深野線については、府道八尾枚方線より西側の安全対策について公述されております。

御領深野線について、府道八尾枚方線より東側の廃止案で、10月9日から23日に都市計画変更案の縦覧をおこなっております。縦覧期間で意見書の提出はありませんでした。

11月14日に大東市都市計画審議会を開催しており、大東市から大阪府へは意見なしで回答しております。

本日、門真市都市計画審議会を開催し、12月19日に大阪府の都市計画審議会を開催予定となっております。

ご審議をいただいたうえで、平成26年1月頃に変更内容について都市計画決定を行う予定としております。

	<p>以上で都市計画道路の変更について説明をおわらせていただきます。</p>
会 長	<p>これより審議に入りたいと思います。まず、確認いたしますが、大阪府知事から門真市長宛てに意見の照会、意見を求めるという通知がありまして、それに対して門真市長より本審議会に諮問をされている、ということですね。</p>
事 務 局	<p>はい、そのとおりです。</p>
会 長	<p>ご質問ご意見等いただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>まず、一番大事な交通量の減少の予測ですが、これを見ますと、平成17年の予測で28.8%減という推定になっているが、これは、平成17年ですと今から8年前になる。もう少し新しいデータでないと、こういう大事な事の決定のひとつの根拠として見て良いのか疑問がある。あとの理論展開や考え方は非常に結構でございます。</p>
事 務 局	<p>まず、この都市計画道路の見直しの基本方針、大阪府で策定されたのが平成23年3月、平成22年度に策定されたのですが、交通センサスは5年に一度やっているものでありまして、基本方針策定の際に最新の分が平成17年度であります。</p>
委 員	<p>5年ごとなら平成22年の分があるのではないか。なぜ、古い平成17年を使うのかがわからない。データは古ければ古いほど急激な変化と離れていくのではないか。</p>
事 務 局	<p>平成22年に調査を行っていますが、調査結果がすぐには発表されないので、基本方針策定の時期には交通センサスは最新のものを使っていることになります。</p>
委 員	<p>8年前が最新式というわけですか役所では。 民間の感覚からいうと、ずれたデータだから大丈夫か心配であり、そのあたりを会長にちょっとお尋ねしたいのです。</p>
会 長	<p>確かに基本方針を作られた時期は、平成22年度だからその時点</p>

	<p>のデータを使わなくてはならないということは良くわかりました。</p> <p>大東委員が言われたように、もちろん最新のデータは有効に活用しなくてはならないので、この案件は大阪府決定なので詳細はご存じないかも知れませんが、府の様子を見ていて最新のデータを頭に入れながら、廃止等を考えていたのか。どんな感じでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、5年おきに交通量というのは計測いたしますが、平成17年なら平成17年でまず現況の交通量を計測しまして、その後に、将来の交通量予測を用いて今回お話しさせていただいているのですが、その将来交通量の予測結果が平成22年に交通センサスですぐには公表されないものです。この見直しの基本方針を作ったときには平成17年のデータを使った予測が最新の結果だったということで、これを用いております。平成22年のセンサスはまだ公表されておられません。</p>
会長	<p>基本方針の時点ではこの表が使われたということですね。もちろんスタンスとしては、具体の今回の道路に関しては、その後の状況も見ていだろうと。ただし、そのセンサスの情報が公開されていないのでわからないと、いう解釈でよろしいですか。</p>
事務局	<p>先ほどご説明させていただきましたが、将来交通量は減少していきますので、現況と将来を考慮した評価にはなっております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。まだ出ていないのであればやむを得ないですが、スタンスとしては平成22年度に決めた事についてのご説明があった。もちろん最新の情報が得られればそれに基づいて計画を進める、評価を進めると言うことだとは思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>そういう考えであれば仕方が無いと思います。ただ、最近は念願の第二京阪道路も開通しており、そういう新しい道路との関係から言うと、平成17年の基本データをそのまま反映しているなら多少問題があるのではないかと思います。国のいろんな傾向でも、過去遡っての比較はするけど、8年前の数字を今、使うことはあまりないですよ。だから、大阪府自身が古いかも知れませんが、門真市の事務局の方には責任ないかもしれないが、なぜ平成17年を採用したかという理由ばかりで、現状、都市計画道路を廃止するという</p>

事務局	<p>ような重要なことの理由にこういうデータがもし、ある程度影響しているなら、少し問題がある、というか感じがするだけのことでございます。</p> <p>今回、ご説明いたしました資料につきましては、大阪府からそのまま転用したのですが、確かに委員の言われるとおりデータが古いというのは確かでございます。</p> <p>この件に関しましては大阪府にも申し伝えまして、出来るだけ今後は新しいデータがあれば、そこから使っていただくようにお伝えいたします。</p> <p>ただ、今回の見直しの方針につきましては、最新のデータが平成17年のセンサス分しかなかったということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。是非要望として伝えていただくようお願いいたします。</p> <p>他はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>まず、確認したいのが、この交通量の減少のグラフですが、これは今回議案の御領深野線の道路ということではなく全体的な交通量ということですね。</p>
事務局	<p>はい。御領深野線だけではなく、全体的なセンサスになっております。</p>
委員	<p>案件の道路についての交通量が現状どうなのか、あと今後の推移についてはどうなのか。ここは北側の門真団地が、新たなまちづくりを建替え等も含めてされるということ、それから北島地区のまちづくりも含め、第二京阪道路も供用開始になっていきますので、推計や現状がどうなのか把握した中で判断することが必要だと思っておりますが、もし分かることがあれば説明いただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>府道深野南寺方大阪線だけの交通量というのは、把握しておりませんが、門真市域の江端町付近だけのことで言うと、交通量的には、都市計画道路が完成いたしましても2車線の道路と同じ車線数であり、評価といたしましては現況2車線あるということで、実際、</p>

委員	<p>都市計画道路が完成しても、この区間に関しましては特に車線数の変更がないということで、交通処理機能といたしましては2車線が確保されており、完成後も2車線であるという事で交通処理機能とは問題はなく、廃止という評価をしております。</p> <p>ただ、先ほど説明いたしました現況道路の安全確保はできていないので、大阪府に対して、現道対策の要望をしております。</p> <p>この道路で一番危惧されるのは、歩道も含めた安全確保が、どう図られるのかが問題になってくると思います。ただ、説明でもあったようにいつまでも私権を制限していいのかという問題もあって、難しいところだとは思いますが、そういった要望に対して、大阪府は一定の方向として、安全確保出来るような歩道整備も含めて、そういった感触はあるのですか。</p>
事務局	<p>府道を管理している枚方土木事務所には要望書は提出しております。現道の安全確保ができていないということは枚方土木事務所も認識しており、本市と協力し整備をしていきたいという回答はいただいております。</p> <p>今後、市としても大東市等の動きを見ながら、枚方土木事務所と協議は進めていきたいと思っております。</p>
委員	<p>18 ページの都市計画スケジュールの中で、大阪府の公聴会で公述申し出があつて公述されたと。これがあつて、保留部分ができたということになるのですか。その公述の内容も含めて説明いただけたらと思います。</p>
事務局	<p>公聴会での公述意見ですが、保留区間について、現状の道路が非常に危険であるということで、地元の自治会代表としてご意見をされております。それに対し、大阪府の回答といたしましては、自治会からの要望ということで、都市計画上も市民の意見を聞くこと、また見直しの基本方針でも市民の意見を反映することとしておりますので、引き続き自治会及び大東市と協議を進め、慎重に協議をしたうえで判断したいということで、保留が決定されております。</p>
会長	<p>他に意見がないようですので、審議に関してはこれで終了いたします。</p> <p>それでは、本審議案件についてお諮りいたします。</p>

一 同	<p>議案第2号「東部大阪都市計画道路の変更について」は、原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>「異議なし」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、本議案第2号については、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で本日の議案審議はすべて終わりました。議事の運営にご協力を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。</p> <p>それでは、事務局に進行をお返しいたします。</p>
事 務 局	<p>会長、ありがとうございました。</p> <p>おかげさまで、本日の議案について原案どおりで承認いただいた事をお礼申し上げます。</p> <p>次に、事務局よりご報告がございます。</p> <p>次回、都市計画審議会の日程でございますが、平成26年2月5日（水）午後2時より、本日と同じくこの第3会議室で行いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>これで第1回都市計画審議会は終了いたします。</p>